

平成25年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第165号	宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	11月25日
議案第170号	公の施設(宝塚市立文化施設ベガ・ホール及び宝塚市立文化施設ソリオホール並びに宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎))の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	
議案第173号	公の施設(宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場)の指定管理者の指定について	可決 (全員一致)	12月13日

審査の状況

① 平成25年11月19日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治
 大島 淡紅子 坂下 賢治 中野 正 藤本 誠

② 平成25年11月25日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治
 大島 淡紅子 坂下 賢治 中野 正 藤本 誠

③ 平成25年12月13日 (議案審査)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治
 大島 淡紅子 中野 正 藤本 誠
・欠席委員 坂下 賢治

④ 平成25年12月17日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治
 大島 淡紅子 中野 正 藤本 誠
・欠席委員 坂下 賢治

(◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第165号 宝塚市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、生活の本拠を共にし、婚姻関係と同様の共同生活を営んでいる交際関係にある相手から暴力を受けた者については、配偶者からの暴力を受けた者と同様に、市営住宅に入居できるよう入居資格を整備するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
論 点 1 条例改正の妥当性について	
<質疑の概要>	
問1	条例改正に伴う要件拡大の周知徹底は。
答1	市営住宅募集の申込書を取りに来られた方に説明を求められた場合は丁寧に説明していくが、DVはデリケートな問題であり、広く周知することによる影響も考えられるため、その程度にとどめることとなる。
問2	市内在住者以外のDV被害者受け入れの検討は。
答2	市内在住者以外は市営住宅では受け入れできないため、県営住宅等を勧めることになる。
問3	可能であれば市から市へと連携して受け入れできるよう進めて欲しい。指定管理者の変更に伴うプライバシーの保護は。民間ではなく、市が動くことが適当だと考えるが。
答3	申し込み受付業務は指定管理者の業務と考えているため、基本的には指定管理者での対応となる。但し、実際に被害者の受け入れとなれば、市として関係機関と連携して対応するのが当然だと考えている。
問4	今後も行政側として目配りしながらやっていくということか。
答4	情報を共有化しすぎることも漏洩など問題があるので、市のDV担当部局とも調整してやっていきたい。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第4回(12月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第170号 公の施設(宝塚市立文化施設ベガ・ホール及び宝塚市立文化施設ソリオホール並びに宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎))の指定管理者の指定について

議案の概要

- ・宝塚市立文化施設ベガ・ホール
 - ・宝塚市立文化施設ソリオホール
 - ・宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)
- 上記3施設を管理する指定管理者を次のとおり指定しようとするもの。
- ・指定管理者の候補者 公益財団法人宝塚市文化財団
(宝塚市栄町2丁目1番1号)
 - ・指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

論点 1 指定管理者選定の妥当性について

<質疑の概要>

問1 見学会には6団体参加したが、実際の応募は宝塚市文化財団だけである。何か明確な理由があったのか。

答1 特に理由は聞いていない。推測になるが、施設規模が小さいので、企業側にうまみがなかったのではないか。

問2 最初から財団ありきの対応ではなかったか。

答2 見学会や質問の受付など全て平等に扱った。特に財団に何か働きかけたということはない。

問3 宝塚文化創造館の稼働率があまりよくないようだが、考えは。

答3 稼働率が上がらないレッスンルームについて、午前・午後・夜間といった貸出区分ではなく、2時間単位にして超過分は追加料金とするなど貸出に工夫を凝らしている。

問4 宝塚文化創造館に付設する公園にある野外ステージの有効活用は。

答4 野外ステージには音響設備を埋め込むなどの設備は整えており、近隣の産院やマンションにも、日中野外ステージとして利用することがあるといった説明もしている。今後も関係機関と協議のうえ有効に活用していきたい。

問5 3館一括管理の理由は。

答5 これまではホールと宝塚文化創造館と分けて指定管理していたが、本市の文化の特徴をいかし連携した活用をして欲しいという思いで、一括管理とした。

問6 指定管理制度とは、民間活力をいかした施設運営だと考えている。3館一括では規模が大きくなり、地域に根ざしたNPOなど小さな組織では参加できないのではないか。

答6 宝塚の文化を考えると、歌劇と音楽学校の歴史は大きく、それをいかした運営を考えると、3館一括管理が適当であると考えられる。しかし、市民の意見を聴くことも重要と考えており、今後も館の運営に市民の考えも取り入れられるよう検討していきたい。

問7 宝塚市文化財団は、事務局長が市のOBであり、再任用職員が出向していることもあり、どこまでいっても取り扱いについては公平公正であることが必要。推測ではなく、他団体が応募しなかった理由を把握すべき。

答7 理由を確認する。

問8 指定管理者選定の適否の採点基準を6割以上とした根拠は。

答8 選定委員会において検討した結果、これまで、ほかの指定管理者の選定基準において5割とする場合が多く見られたため、今回は応募が1者であったことから、少し基準を厳しくし6割以上とした。

問9 現在の指定管理者選定委員会評価採点表は項目ごとの配点が全て50点と同じ配点になっている。5年後の指定管理者公募の際は、今回の選定委員会の指摘している部分の配点に重点を置くなど考慮していくのか。

答9 選定委員会の指摘は外部委員会による客観的な指摘であり、今後検討していく。

問10 指定管理期間が5年間というのは長いのでは。3年では短く、4年は不適當で、5年が適當という根拠は。

答10 当初の指定管理期間は単年もしくは3年程度でスタートし、状況の確認期間としている。次回以降は5年としており、期間設定は、専門性の継続やノウハウの蓄積、雇用の安定などを考慮している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第4回(12月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第173号 公の施設(宝塚市立勤労市民センター及び宝塚市立末広駐車場)の指定管理者の指定について

議案の概要

- ・宝塚市立勤労市民センター
 - ・宝塚市立末広駐車場
- 上記2施設を管理する指定管理者を次のとおり指定しようとするもの。
- ・指定管理者の候補者 特定非営利活動法人宝塚NPOセンター
(宝塚市栄町2丁目1番1号)
 - ・指定期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 施設見学会に参加した8団体の内訳は。

答1 施設管理やサービス運営会社が4者、駐車場管理会社が2者、市の関係の公社が1者、NPO法人1者の合計8者。

問2 市内の障害者団体等に対し、雇用促進の意味合いもかねて声掛けする等の配慮は。

答2 従来から、障害者団体や高齢者団体などからの要望は聞いているが、今回は公募とし、特定団体への声掛け等はしていなかった。

問3 応募資格の設定に不手際があったと説明されたが、昨年の市営住宅の指定管理者指定の議案での件がまったく反映されていない。認識が甘いのでは。

答3 市営住宅の指定管理者の指定の際には厳しい応募条件を設定したが、結果的にはそのほうが適切だった。当初の候補者は指名停止期間は終了していたが、指名停止の原因が本業務とは関係がなく、施設利用者の評判もよいため、最終的な可否は選定委員会で決定するものと考えていた。結果的には適切な判断ではなかったと反省しており、今後はこういうことがないよう協議していく。

問4 今後の指定管理者の指定についても同様に、全庁的な対応に努めて欲しい。

答4 全体の指定管理者の指定における考え方について再度整理をし、統一的な基準を持って対応していきたい。

問5 今回指定期間は1年間だが、その後の勤労市民センターの方向性は。

答5 勤労市民センターについては、平成26年度末で廃止し、建物は解体撤去する方針

だが、この1年間をかけて関係者と協議していきたい。跡地活用についてはいろいろな意見がでており、この1年間の中で適切な活用を考えていく。廃止時期については利用者の意見や、近隣の公共公益施設の利用状況等も考えながら、慎重かつ柔軟に対応していきたい。

問6 新しい施設管理者に、現在の従事者の継続雇用を進めていくのか。

答6 選定委員会でも継続雇用についての意見が出ており、施設の安定した運営のためには雇用の継続も必要と考えており、できるだけそういう方向で協議を進めていきたい。

問7 近隣市では労働者福祉を目的とした施設を確保しているが、今後勤労市民センターを廃止していく上で、市として固定化した拠点はつくらないのか。

答7 勤労施策の今後の方向にもかかわってくるため、市の労働問題懇話会にも投げかけ意見をもらう方向であり、今後のあり方について考えていきたい。

問8 宝塚NPOセンターについて選定委員会における採点結果集計のうち、施設の維持管理能力の合計得点が5割を超えるものの低い得点である。指定管理者が今回交代するので従来どおりいかないことは承知しているが、市民が安全・安心に利用できるよう努めて欲しい。

答8 維持管理能力の得点が低い件に関しては、事業計画に防災訓練の記載がなかったことも原因のひとつと考えられる。宝塚NPOセンターは施設の管理経験がないので、市も注意して指導していきたい。

問9 移動カフェなどをされるとの話もあったが、指定管理者として施設管理以外にどこまで違うことが出来るのか。

答9 指定管理者の業務として、施設管理というハードの部分とソフト部分があり、パソコンルームを利用してパソコン教室を開催することにより就労を促すなど、施設の設置目的に沿った範囲で市と協議しながらソフト部分の運営をするといった要素も考えている。

自由討議

議員A 施設管理の実績がないところなので、不安もある。市としてしっかり指導して行って欲しい。

議員B 障害者団体などに管理運営をお願いしてはどうかといった思いもあったが、門戸を広げていくという意味では、他団体の励みになっていいのではないかと。市もしっかりサポートしていくということなので、がんばって欲しい。また、市には

勤労福祉の向上という 1 本の理念をしっかりとって、サポートをお願いしたい。

討 論

(賛成討論)

指定管理のあるべき姿を全庁的に明確にし、今後は応募資格設定等について、適切な対応をして欲しい。また、宝塚NPOセンターには、ソフト面で市民力をいかせるよいところもあるので、ハード面については市の積極的なサポートをお願いしたい。

審 査 結 果 可決 (全員一致)

